

令和4年12月21日

国土交通省
鉄道局長 上原 淳 様

静岡県中央新幹線対策本部長
静岡県副知事 森 貴志

静岡県とJR東海との対話促進に向けたJR東海への指導の要請等

昨年12月の貴省が設置したリニア中央新幹線静岡工区有識者会議の中間報告（以下、「中間報告」という。）を受け、県とJR東海との双方向のコミュニケーションを図るべく、県中央新幹線地質構造・水資源専門部会（以下、「専門部会」という。）を再開し、JR東海との対話を真摯に進めております。

ところが12月4日に開催した専門部会において、JR東海は、高速長尺先進ボーリングを、山梨県側から本県内に入り実施する計画があり、来年1月からその準備を実施するとの説明がありました。高速長尺先進ボーリングにより大量湧水が想定される断層帯において水が抜けるリスクがあるため、ボーリングの計画とセットで水を戻す方策を講じることが不可欠であります。その上で、こうした方策等について、JR東海から十分な説明がなされ、地域の不安や懸念が払拭されることが重要であります。このことをJR東海に強く指導するよう要請いたします。

また、4月26日に開催した専門部会において、JR東海から、県外流出量を大井川に戻す方策の一つとして、いわゆる田代ダム取水抑制案の提案がありました。その後、専門部会委員からの意見への適切な回答もなく、12月4日に開催した専門部会において、JR東海から説明がありましたが、満足のいくものではありませんでした。特に、水利権に関わる法的整理は、専門部会資料1（別紙）として、JR東海が国土交通省鉄道局に照会した結果がJR東海の資料として専門部会に提出され、政府としての見解であるとの紹介があり、また、オブザーバーの国土交通省大臣官房参事官から「責任をもって政府の考え方を示しております」「今いただいている前提が大幅に異なるということがあれば、それは再検討の余地があるということをお示ししております」「今いただいている範囲内であれば法制上の理解としては問題

ないというふうに考えております」との発言がありました。

J R 東海には、別添のとおり、この解釈の前提となる、「J R 東海が示したいいわゆる B 案をもとにした限られた情報」の教示を求めているところであり、この資料 1（別紙）に関して大きな変更がない場合においては、上記の法解釈についても変更がないものと認識しています。

また、東京電力 R P が J R 東海の要請を受けて取水を抑制し、また、J R 東海社長が「何らかの補償を検討」との発言を行っておりますが、水利権の譲渡に当たらないのであれば、こうした「補償」については河川法上禁止されるものではない、と認識しております。

上記の本県の認識でよろしいか、改めて確認したいので、この点については、国交省としての文書での回答をお願いします。

去る 12 月 4 日に開催した専門部会における J R 東海の説明に対し、専門部会委員及び県の意見を別添のとおり、本日、J R 東海に送付致しました。

今後も、J R 東海との対話に真摯に取り組んでまいりますので、国土交通省の御指導、御協力をよろしくお願いします。